

伊勢原市いじめ防止対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 伊勢原市立小中学校におけるいじめ事案及びいじめが疑われる事案の分析・検証を通して、各学校への必要な支援策や再発防止策等の検討を行うため、伊勢原市いじめ防止対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各学校が対応するいじめ事案及びいじめが疑われる事案への支援策や再発防止策等の検討に関すること。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の分析・検証を通じた、再発防止に資する対応策等の検討に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長には学校教育主管部長を、副委員長にはいじめ問題主管課長をもって充てる。

- 2 委員長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、会議内容を踏まえ、別表に掲げる職にある者のほか、検討会議の委員を必要に応じて指名することができる。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて検討会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が検討会議に出席することができない場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(意見の聴取等)

第6条 検討会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討会議の結果を必要に応じて教育委員会に報告する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会いじめ問題主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則 (令和4年6月10日教育委員会告示第6号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第3条関係)

学校教育主管部長
いじめ問題主管課長
いじめ問題担当指導主事
教育相談事業主管担当課長
教育相談事業担当課員 (臨床心理士等)
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
関係する市立小学校長及び中学校長